

教政課第7号

令和3年4月7日

各課（室・所）長  
各県立学校長  
殿

教育政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から周知依頼がありました。

令和3年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われました。

変更後の対処方針は別添記載のとおりであり、学校の取扱いに係る記載は、さきにお知らせした内容（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（通知）」令和3年3月26日付け教政課第361号）から変更はありません。

各県立学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別を生じさせないよう留意し、引き続き、学校運営を円滑に行っていただきますよう、感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。